

議案第 16 号

羽曳野市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市社会教育委員条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）による社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を条例に定める必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市社会教育委員条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市社会教育委員条例(昭和56年羽曳野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「定数、任期」を「委嘱の基準、定数及び任期」に改める。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

羽曳野市社会教育委員条例 新旧対照表

新	旧
<p>(総則)</p> <p>第1条 1 省略</p> <p>2 委員の<u>委嘱の基準、定数及び任期</u>その他必要な事項は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(<u>委嘱の基準</u>)</p> <p>第2条 委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 1 省略</p> <p>2 委員の<u>定数、任期</u>その他必要な事項は、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>以下省略</p>